

野焼き (屋外燃焼行為) は 禁止されています

合成樹脂

プラスチック

ゴム

木材

伐採木・木の枝等

布

油脂類

鉱物油・有機溶剤等

紙



これらを屋外で燃やしてはいけません
2年以下の懲役又は**100万円以下の罰金**が
中止命令違反に課せられます

裏面もチェック

例外的に認められている燃焼行為の例は？

- ・ 消火訓練や災害の復旧等に必要な場合
- ・ 次の行為で木材及び紙を燃やす場合

農家が畑などで行うたき火

家庭で行う小さなたき火

バーベキューなどのレジャー活動

学校行事で行う炊き出し

どんど焼き、お焚き上げなどの宗教行事

※穴を掘ったり、容器（ドラム缶など）を使うのは禁止です



例外行為でも 配慮は必要です

- ・ よく乾燥させましょう
- ・ 燃やす量に注意しましょう
- ・ 風向きや時間帯を考えましょう
- ・ 別の処分方法も考えましょう

詳しくはこちらへ↓

【問い合わせ先】

横浜市 みどり環境局 大気・音環境課 大気相談担当

横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市役所27階

☎045-671-2486 📠045-550-3923 ✉mk-soudan@city.yokohama.lg.jp

令和6年4月作成

